

No.3 (94年春季号)

季刊 戦争責任研究

The Report on Japan's War Responsibility

- 特集 ■ 侵略戦争にみる捕虜虐待・虐殺
■ 突きつけられた「従軍慰安婦」問題



定価 1,000円(本体900円) 販売元 サントリーエイト

CENTER FOR RESEARCH AND DOCUMENTATION ON JAPAN'S WAR RESPONSIBILITY

日本の戦争責任資料センター

CENTER FOR RESEARCH AND DOCUMENTATION ON JAPAN'S WAR RESPONSIBILITY

「従軍慰安婦」問題日韓合同研究会の報告

林 博史

(日本の戦争責任資料センター研究事務局)

日本の戦争責任資料センターは、発足以来、「従軍慰安婦」問題に関する調査研究を大きな柱として取り組んできた。その研究活動の一環として、韓国挺身隊問題対策協議会(以下「挺身隊協」と略記)と共催で一九九三年八月九日(一〇日)に東京において、「従軍慰安婦」問題日韓合同研究会をおこなった。

調査と研究をすすめるながら、二回の合同研究会のための準備を重ね、報告を用意していった。合同研究会は、少人数で、研究報告と議論をじっくりおこないたいとの両者の意向により、参加者を制限させていただいた。日本側では、「従軍慰安婦」問題研究部会で報告を準備しその議論の積み重ねの上に合同研究会に臨むという姿勢から、原則として研究部会に参加している方の中から参加者を選んだ。また賠償・補償

第一回(八月九日・一〇日) 於 東京 国際文化会館

第一主題 「従軍慰安婦」政策の指揮命令系統について

吉見義明 「従軍慰安婦政策」の指揮命令系統について

第二主題 「従軍慰安婦」への「強制」の内容について

鄭鎮星 日本軍の韓国人慰安婦強制動員・元慰安婦の証言を中心に

西野留美子 「従軍慰安婦」徴集の強制性について

川田文子 慰安所における強制

第三主題 「従軍慰安婦」問題と国際法の関係について

阿部浩己 従軍慰安婦問題と国際法
金燦奎 挺身隊問題に対する日本の法的責任

第二回(二月一八日・一九日) 於 ソウル スユリ・アカデミーハウス

第一主題 日本軍「慰安婦」の生活実態

西野留美子 日本軍慰安所政策と慰安所経営者

安原桂子 リハビリテーションから見た慰安婦たちのその後と現在

尹貞玉 日本軍慰安所の生活実態

第二主題 日本軍「慰安婦」問題の歴史学的究明

吉見義明 「従軍慰安婦」問題の歴史学的究明

姜萬吉 日本軍「性奴隷」問題の歴史的な接近

鄭鎮星 日本軍「慰安婦」政策の形成と変化

第三主題 日本軍「慰安婦」問題の刑事的責任と賠償

朴元淳 第二次世界大戦後に制定された各国のナチ関連者処罰法の現況

藍谷邦雄・新美隆 「従軍慰安婦」問題の賠償

理した共同の報告文を作成し、第一回は東京で、第二回はソウルでの共同記者会見で配付した。次にその全文を紹介する。

(注) 共同の報告文は研究会の合間をぬって深夜にわたる日韓代表による折衝でまとめたものであり、細かな字句まで点検できなかった。二回ともその折衝に立ち合った者として、正確を期するために筆者の責任で字句を修正した箇所があるのでご容赦いただきたい。

第一回日韓合同研究会についての共同記者発表

「日本の戦争責任資料センター」と「韓国挺身隊問題対策協議会」は元「従軍慰安婦」の人身権回復と賠償措置をすすめる観点から、これまで本問題の真相解明のために密接に協力してきた。一方、日本政府は八月四日第二次調査結果の公表を行い、その結果、本問題解決のために新しい展望が開けた。そこで、この機会に、これまでの日韓の研究成果を交換・集約するとともに、真相解明のための今後の研究上の問題意識と、調査方法について意見の交換と調整を行い、より密接な研究体制を確立するために、昨日から本日にかけて合同研究会を開催した。そこでは、「従軍慰安婦」への強制の内容や、「慰安婦」政策の指揮命令系統の問題について、歴史的事実と法的理論的側面から検討が行われ、活発な討論が行われた。その成果と課題は次のように要約されるべきであろう。

研究会の成果と今後の課題

成果

1 陸軍中央、海軍中央の監督あるいは統制のもとで慰安所の設置・運営が行われたこと、および、慰安所の設置・運営の主体は軍であり、業者が介在する場合もその役割は従属的

以上が日韓双方からおこなわれた報告である。なお第二回の第三主題では、このテーマに関連して、IDOR(国際友和会)の戸塚悦郎氏から「韓国挺身隊協の「日本軍慰安婦」犯罪責任者処罰要求について」と題する報告を受けた。これはセンターとしての報告ではないが、重要な問題なので、IDORから特別に報告していただいたものである。

それぞれの合同研究会では、研究会での成果(報告や議論の中で明らかにされ、全体で合意されたこと)と残された課題あるいは論点を整

であつたことが明らかになった。

2 「従軍慰安婦」の徴集連行にあつて強制的手段がとられただけでなく、連行中における強姦が行われ、さらに慰安所においては、継続的な暴力による強制使役であつたことが明らかにされた。

3 「従軍慰安婦」制度は、公娼制とは別の軍によって作られた独自の制度であることが明らかにされた。その下で「従軍慰安婦」は性的奴隷といえる状態におとめられたことが明らかにされた。

4 「従軍慰安婦」問題は人道に対する罪をはじめ、多くの国際諸法規に反する重大な犯罪であり、日本政府はすみやかにその法的責任に相当する措置をとるべきであることが明らかにされた。

5 個人の請求権は失われていないことが明らかにされた。

論点ならびに調査研究の

課題として残されたもの

1 朝鮮半島でおこなわれた労働動員と「慰安婦」徴集との関連、「慰安婦」に対する軍による強制と慰安所業者による強制の関連について議論された。これらの解明は今後の課題である。

2 「慰安婦」の全体の規模の推定、アジア各地の「慰安所」の実態、敗戦後の処置のあり方、

いわゆる「労働慰安婦」の実態などが課題として出された。

3 現在の国際的な人権水準にふさわしい「従軍慰安婦」問題の解決の方法を明確にすることは今後の課題である。

4 「従軍慰安婦」という名称の適否が議論され、今後の課題として残された。

5 「慰安婦」の募集にあつた朝鮮総督府、警察資料等が出てきていない。これらを含めた資料の公開が必要であることが確認された。

今後の研究会について

1 今後も協力して調査研究を進めていくことに合意した。

2 一二月に第二回の合同研究会を韓国でこない、二回の研究会の成果を早い時期にまとめることに合意した。

日本政府に対する要求

1 日本政府は「従軍慰安婦」問題に関する政府所管資料を全面的に公開すべきである。

2 日本政府は民間の研究者と協力し真相の解明に努力すべきである。

3 日本政府は「従軍慰安婦」問題に関する政府・軍ならびに関係者の法的責任を認め、それに相当する措置を講じられたい。

4 日本政府は「従軍慰安婦」制度を戦時における性的奴隷制であつたことを認識し、被害

者に対する謝罪と精神的物質的賠償措置をすみやかに講ずべきである。

5 「従軍慰安婦」の存在がアジア全域に広がる問題であることにかんがみ、同問題に関する国連等の動向を尊重しながら適切な措置を講じること。

第二回韓日合同研究会結果報告

韓国挺身隊問題対策協議会と日本の戦争責任資料センターは、二月一八日、一九日の二日間、ソウルで日本軍「慰安婦」問題に関する第二回韓日合同研究会を開催した。これは去る八月九日、一〇日に東京で開かれた第一回合同研究会の研究結果と課題を受け継いだ研究作業の結果を交換する場となった。日本軍「慰安婦」生活の具体的実態、日本軍「慰安婦」問題に対する刑事責任と賠償などの問題に関する討議が行われた。

今回の研究会の成果と課題は以下の通りである。

成果

1 オランダの「軍慰安婦」制度の加害者の場合については、バタビヤ軍事裁判で処罰が行われ、特に軍と民間人が慰安所での犯罪行為をおこなつたことを黙認したり、監督を怠つたりした上級軍人に対しては処罰が行われ、日本政府はこれを受諾したという事実について注

した。これに比べて、アジア女性たちに対する軍「慰安婦」犯罪の処罰がおこなわれなかったことは人権差別であることを確認した。

2 被害者たちが「軍慰安婦」生活によって受けた身体的心理的後遺症を解明する報告がなされた。ただしこれに対してより専門的な研究調査が必要であることが指摘された。

3 日本軍「慰安婦」制度は植民地支配及び侵略戦争状況で起こった民族問題であると同時に女性に対する人権侵害という性格をもつという点が明らかになった。

4 日本軍「慰安婦」制度は日本政府、日本軍によって作られ、運営されたもので、明らかに国際法違反であり、戦争犯罪であり、人道に対する罪に違反していることが明らかにされた。軍「慰安婦」は完全に無権利状態に置かれた「性奴隷」であることが明らかになった。

5 国連人権委員会に提出されたファン・ボーン教授の賠償の範囲、即ち真相調査、個人的賠償を含む被害回復、刑事処罰、再発防止などの措置が「軍慰安婦」制度による人権蹂躪事件にもそのまま適用されなければならないということに合意した。

6 真相解明のために、日本政府は資料をすべて公開しなければならぬと改めて確認した。残された課題

1 「慰安婦」政策の被害国間の比較研究におい

ては各国の文化の違い、植民地と占領地に対する日本の政策の共通点と違いに関する研究が必要である。

2 「従軍慰安婦」、「軍慰安婦」、日本軍「慰安婦」、日本軍性奴隷のうち、学問的に最も正確な用語はどれかという問題が提起され、今後さらに議論することになった。

3 民族抹殺政策と民族性抹殺政策間の概念、範囲の違いに関する研究が必要である。また日本軍「慰安婦」制度が民族抹殺の意図をもつて日本政府によっておこなわれたのかどうかに関する研究と討論が課題として残された。

4 「軍慰安婦」被害者に対する効果的な賠償のための国際仲裁裁判制度の利用可能性を研究しなければならない。

5 第二次世界大戦後の国際法の発展と戦争犯罪裁判の先例によって成立した戦争犯罪処罰と非人道的犯罪に対する処罰については、国内法の制定などを含めて議論を進展させる必要がある。

ひきつづき第三回日韓合同研究会を東京で開催することに合意した。

以上の二つの共同の報告文の中に合同研究会の成果と、研究会の中で議論された主な問題・論点は網羅されているが、これだけではわかりにくい部分もあると思うので、かたんに補足説明しておきたい。

第一回の「成果」2について。従来、「強制連行」ということで、募集にあつた強制連行が注目されてきたが、問題はその段階だけでなく、仮にだまして連れていく詐欺の募集方法であったとしても、連行の途中で強姦がおこなわれ、強制的に「慰安婦」にさせられていること、慰安所における生活実態も強制使役であり、性奴隷というべき実態であつたことが報告され、議論でも確認された。第二回の主題は慰安所での生活実態が取り上げられたのは、この議論を進展せよとしたものである。第二回では戦後、現在にいたるまで元「慰安婦」の人たちの後遺症が深刻であり、人権侵害は「慰安婦」にさせられていた数カ月から数年にとどまらず、その後数十年にわたって続いていることが取り上げられた（第二回成果2）。

「成果」3と「論点」1について。日本によって導入された朝鮮の公娼制と「従軍慰安婦」制度との関連をどうとらえるのか、については、後者は軍によって作られ運営されたものであり、独自の制度としてとらえるべきであることが確認された。しかし、「従軍慰安婦」制度における業者と「慰安婦」の関係などには公娼制下のものとの連続性もあり、別の制度であるにしてもその関連については実証的に検討する必要があるとされた。軍による強制と業者による強制の関連もこの点にかかわる議論である。また論点1では労働動員と「慰安婦」徴集の問題が問題

にされた。動員の手続きや方法では明らかに異なっているが、植民地民衆の戦時動員という観点から見るとその関連が問題となる。この問題も課題として残された。

第二回は「従軍慰安婦」問題に対する日韓の対立の論議が浮き彫りにされ、興味深い議論がなされた。この合同研究会への日本側の報告は、日本軍が占領したアジア諸地域に展開した「従軍慰安婦」制度の全体像をアジア的規模でとらえようとするものでもあった。たとえば安原報告は、韓国・北朝鮮・台湾・フィリピンの元「慰安婦」の人たちの戦後の身体的心理的状況を比較検討し、リハビリのあり方にも言及したものである。吉見報告（吉見義明・西野留美子・川田文子・金富子・林博史の五名が共同で作成したもの）を吉見氏が代表して報告した。「従軍慰安婦」問題の歴史学的究明は「従軍慰安婦」の全体像を明らかにしようとしたものであり、日本・朝鮮・中国・台湾・東南アジア・白人のケースも含めて総合的にとらえようとした。日本軍が「慰安婦」にしたのは、朝鮮人女性が多かったにせよ日本軍が占領したアジア全域にわたっているものであり、「従軍慰安婦」制度をそうしたアジア的視野で、日本による侵略戦争全体の中で位置づけようとする観点で報告を準備した。その中で各地域ごとの特徴を比較検討した。

一方、韓国側は、日本による朝鮮植民地支配

の観点から「従軍慰安婦」制度をとらえようとした。創氏改名や日本語強制をはじめとする「民族抹殺政策」（民族性抹殺政策にはとどまらない）の一環として「従軍慰安婦」政策があったと主張した。民族抹殺政策が遂行された朝鮮の状況は、他の日本軍占領地とは異なっており、「従軍慰安婦」政策は、朝鮮への植民地支配（民族抹殺政策）の問題として把握しなければならぬ、四〇年にわたる植民地支配の究極の民族抹殺政策として「従軍慰安婦」政策があるというものが、韓国側の主張であった。日本側の報告は、歴史的背景として朝鮮植民地支配について説明し、植民地や占領地の女性に「従軍慰安婦」にされた理由についても分析しているのだが、韓国側の観点から見ると、朝鮮を他のアジア地域と並立的に扱っており、本質を理解していないと映ったようである。

日本側の参加者は一様に「従軍慰安婦」政策を民族抹殺政策と規定することには反対したが、結局議論は平行線のまま終わった。このあたりの議論が、「残された課題」の1・3の内容である。もちろん朝鮮植民地支配に内在して「従軍慰安婦」問題をとらえること、アジアへの侵略戦争全体の中で「従軍慰安婦」問題をとらえることは相対立するものではないが、その関連のさせ方についてはかなり観念の相違があるように感じた。

「従軍慰安婦」の呼び方についても議論がお

こなわれた（「残された課題」2）。韓国側は、「従軍」と付けるのは自発的に慰安婦になったというニュアンスがあり実態に反する、「慰安」というのもおかしいとして、日本軍性奴隷と呼ぶことを提案した。日本側からは、「従軍慰安婦」の本質が性奴隷であった。という言い方なら賛成であるが、性奴隷という表現は固有名詞としては不適当ではないか、「慰安婦」という言葉は、当時の史料にも出てくる用語であり、歴史的用語はそれ自身尊重すべきではないか、という意見が出された。共同の報告文では、さしあたり両者が一致できる日本軍「慰安婦」という表現を採用した。なおセンターでは、これまでに括弧を付けて「従軍慰安婦」という用語を使っている。

責任者処罰についても議論がおこなわれた。オランダ人女性に「慰安婦」になることを強制した事件のみが戦争裁判で裁かれたのに比べ、アジア人女性への「慰安婦」強制が裁かれなかったことの問題性、ファン・ボーベン報告の内容が「従軍慰安婦」問題にも適用されるべきであるという原則には合意が見られた。（成果1・5）。しかし、今、責任者処罰を提起し実施することについては議論が別れた。韓国側は処罰を主張した。一方、日本側の中からは、処罰への否定論、消極論（時間尚早論など）、条件付き賛成論（責任者処罰の考え方には同意するが処罰の提起の方法を再考する必要がある等）、積極的賛

成論などが出された。この問題についてセンタ1としては、研究団体としての性格から、処罰提起を直接、支持あるいは反対する立場は取らないことを確認していたので、共同の報告文では、この処罰の問題については議論を進めるべきであるという確認にとどめた。（「残された課題」5）。なおこの問題は、現状回復、リハビリテーション、陳謝（Satisfaction）、真相究明、将来への記録などを含む、損害賠償などの全体的な被害回復・賠償措置の中に位置づけて考えるべきであるという観点から日本側の報告を用意した（藍谷・新美報告、ただしこの報告では処罰については触れていない）。

二回にわたる合同研究会（その準備のための調査研究も含めて）によって、「従軍慰安婦」の実態については、実証的な研究が進展しその成果がはつきり見られた。一方、その実態をどのように歴史的地理的にとらえ、位置づけるのかという点では、日韓双方の観念の違いもはつきりした。その観念の違いは、対立するものではなく、それぞれの研究が進展することによって、もっと高いレベルで総合化がおこなわれるであろうし、それが必要であろう。第三回合同研究会の時期やテーマについては何も決めておらず、双方の研究が進んだ時点で第三回を開こうということになった。そうした総合化をおこなえるまでに研究を進展させることは日韓双方の研究者に与えられた課題であると言えよう。

全国開催日程

今後の731部隊展

3/26～4/1 広島

◆県民文化センター
佐古琢也 TEL. 082-264-1751

4/3～9 福山

◆県民文化センター福山
西本章 TEL. 0849-23-0921

4/11～17 呉

◆未定
小田原栄子 TEL. 0823-21-2414

4/19～25 三原

◆三原リージョンプラザ
西洋二 TEL. 08472-4-0550

4/29～5/14 大阪

◆ピース大阪
上杉聡 TEL. 06-562-7740

5/19～5/29 三次

◆未定
平岡誠 TEL. 0824-43-2405

6/3～8 長野

◆東急シェルスエ
小林修 TEL. 0262-26-1125

6/17～22 新潟

◆新潟県民館
小山正明 TEL. 025-265-4151

6/23～27 松本

◆長野県松本勤労者福祉センター
荒井宏行 TEL. 0263-33-9531

6/28～7/4 岐阜

◆岐阜市文化センター
田島昌徳 TEL. 0575-22-4766(林方)

7/6～11 甲府

◆甲府市県民館
浅川保 TEL. 0552-53-2735

7/13～20 津

◆津市リージョンプラザ
長野源大 TEL. 0592-27-0514

7/26～31 盛岡

◆未定
岩間滋 TEL. 0193-84-2579

8/4～9 札幌

◆アート・スペース201
大河原孝一 TEL. 011-822-7887

8/18～23 帯広

◆藤丸デパート併し物会場
村田歩・ナホ TEL. 0155-48-4469

9/6～11 筑波

◆茨城県立美術館
江口昌子 TEL. 0298-52-4336

9月予定 中野

◆未定
元山俊美 TEL. 03-3373-2205

未定 宇都宮

◆未定
手塚愛一郎 TEL. 0286-21-5813

未定 世田谷

◆未定
小川恵庸 TEL. 03-3415-7928

未定 武蔵野・三鷹

◆未定
五味正彦(仮) TEL. 0422-46-8120
(ほんコミュニケーション社)

オランダ女性慰安婦強制事件に関する バタビア臨時軍法会議判決

解説 新美 隆 (弁護士)

翻訳 安原桂子 (従軍慰安婦調査会編者)
横山伊徳 (日蘭関係史研究所員)

したことが判る。オランダ政府報告書は、記録の厳格な検討の結果だけでも、約六五五人のオランダ女性が強制的売春を強いられたと結論づけているのであり、この記録の全体が明らかにされれば戦争犯罪法廷の判決との関係が明確になると思われる。

慰安婦事件と戦争犯罪

数多くの戦争犯罪法廷(周知のようにサンフランシスコ平和条約第一条で、日本政府はこれら法廷の裁判を受諾している)のうちで売春強制が裁かれた事例は、アメリカ(二件)、中国(三件)の他はすべてオランダ法廷に集中している。勿論、このことは蘭印における民間留置所に約一〇万人ものオランダ民間人を収容した事実が背景にあるが、戦争犯罪の定義とも関連がある。オランダの裁判所における戦争犯罪の裁判は、本国と蘭領印度とは様相を異にしている。オランダ本国の規則は、主として国内刑法の規定の依っているものであるが、蘭領印度におい

義雄編・B.C.後戦犯和蘭裁判資料・全巻通覧——不二出版所収——によれば、公判途中で分離された第一被告は南方軍予備士官学校附の池田陸軍大佐であり、判決で死刑を受けた第三被告は、南方軍幹部候補生隊の岡田少佐と判る。今後、判決文のみではなく供述資料なども検討の対象として事件の実態が一層あきらかにされていることが期待される。

蘭領印度における戦争犯罪法廷

オランダは、第二次大戦後、蘭領印度でジャワのバタビヤをはじめ計一二ヶ所に臨時軍法会議を開設して、敵国人たる日本人および敵国に使用された外国人(台湾人、朝鮮人を指す)の戦争犯罪行為を裁いた。件数にして四四八件、延人員は、〇三八人で、二三六人(内一〇人は後に減刑)が死刑判決を受けている。前掲裁判資料所収の起訴事項調査表を見ると、強姦の起訴人員一〇名、売春強制が三〇名となっており、ことから本作以外にも慰安婦強制事件が存在

ては国内刑法とは別に独立して直接国際法の概念から戦争犯罪の定義を導いているところ、に特色がある。蘭領印度の植民地としての性格が、国内法と国際法の相対する関係をより国際法重視の形で実現させたとも言える。戦争の法規慣例に違反する行為を戦争犯罪として個人の刑事責任を追求する観念を国際法上あきらかにしたのは、一九一九年のヴェルサイユ条約であった(二七条、二八〇条)。この条項は、ドイツが同盟・連合国の引渡要求に応ぜず結果的には、同盟・連合国より訴追された者をドイツの国内裁判所で審理するという妥協方式になったが、個人の戦争犯罪を問うという点では重要な先例を作った。それだけでなく戦争犯罪の要件を具体化する作業を押し進めることにもなったのである。一九一九年のヴェルサイユ条約の後には設立された責任委員会(Commission on the Responsibility of the Authors of the War and on Enforcement of Penalties)は、戦争犯罪一覽表を起草し、後に一九四四年の連合国戦争犯罪委員会は、この一覽表を拡充している。

蘭領印度での戦争犯罪法廷の根拠法令の一つである、「戦争犯罪の概念規定」(蘭領印度法令広報・一九四六年第四号)は、上記の戦争犯罪一覽表に掲げられたものを全部規定に掲げているのである(第一条一項、三九項まで)。刑罰権の行使については、国内法の規制が強く働くものの、蘭領印度法令広報はその規制を刑罰の類

型ではなく罰の量定分野に止め、戦争犯罪の概念については第一次大戦後の国際法の発展をそのまま反映したことになる。このように蘭領印度における戦争犯罪の概念規定は、オランダ独自のものというより、成立していた国際法上の戦争犯罪概念を明確にしたものと言うべきであろう。前記第四号の総督令第一条は、「戦争犯罪とは、戦争中敵国の臣民及び敵に使用されている外国人によって、戦争の法規及び慣例に違反して犯された事実という。すなわち」として第六項に「強かん」を、そして第七項に「強制的売淫のための婦女の誘いかい及び売淫の強制」を掲げている。つまり、売春の強制が、戦争犯罪の一つの類型であることを明示することによって、いわゆる慰安婦事件を戦争犯罪法廷(臨時軍法会議による)で裁く明確な根拠を持ちえたことになったのである。そしてこのことが、サ条約上の日本政府の受諾を通して、売春の軍による強制、軍隊慰安婦制度が、ほかならぬ戦争犯罪であることを今日に残す実証となった。

バタビヤ軍法会議判決文等

判決231

オランダ国王陛下の御名において

以下のものは公式法務官によってバタビヤ臨時軍法会議に告訴された。

被告1	(匿名) 四五歳、一九〇二年一〇月一日広島県生まれ、陸軍大佐
被告2	(匿名) 三九歳、一九〇八年四月一日大阪生まれ、大佐待遇陸軍軍属
被告3	(匿名) 三八歳、一九一〇年一月一日広島県生まれ、陸軍少佐
被告4	(匿名) 四六歳、一九〇一年六月七日愛知県生まれ、同上
被告5	(匿名) 六〇歳、一八八九年九月二八日福岡県生まれ、同上
被告6	(匿名) 四四歳、一九〇二年二月一日三佐賀県生まれ、同上
被告7	(匿名) 三〇歳、一九一八年三月一八日茨城県生まれ、同上
被告8	(匿名) 四四歳、一九〇三年二月四日宮城県生まれ、陸軍曹長
被告9	(匿名) 四一歳、一九〇七年一〇月九日東京生まれ、同上
被告10	(匿名) 三三歳、一九一五年一〇月二九日生まれ、同上
被告11	(匿名) 二四歳、一九二三年二月一四日山梨県生まれ、同上
被告12	(匿名) 三九歳、一九〇九年一月二四日山梨県生まれ、同上

現在、全員拘留所に拘禁中。

一九四七年一月二二日付の法務官令により

被告たちは以下の罪状で臨時軍法会議に引き渡された。前記のものは敵国日本国の国民として、以下に明記する地域において戦中の一九四四年に蘭領東インドの戦争法を破り、戦時慣行を踏みにじって戦争犯罪を犯した罪で告発されている。

被告1

一九四四年三月から四月にかけて、スマランの兵站将校の職務にあった被告は戦争犯罪が犯されていると、あるいは戦争犯罪が犯されるであろうと察知していたか、当然、疑ってみるべきだったにもかかわらず、自分の指揮下にあった民間人ならびに軍人が三五人程の女性に売春を強制し、強姦するのを黙認した。この女性達は日本軍占領当局によって、スマラン市内のスマラン東、ヘダンガン、ハルマヘラの三カ所の婦人収容所、またアンバラワ第四、第五という二カ所の婦人収容所から連行され将校クラブ、スマラン・クラブ、日の丸、二葉荘などのスマラン市内の数軒の慰安所に収容されていた女性たちである。

被告2

一九四四年二月二十九日頃か、同年同月のある日の夕方、スマラン市内の将校クラブという慰安所で少女(匿名)に被告との婚外性交を強いて強姦した。

被告3

(a) 被告は一九四四年二月二十六日頃か、同

品を与えず、不満足で非衛生的な環境に住まわせ、虐待した。

(b) 一九四四年二月、三月、四月頃でスマラン陸軍士官養成学校専属の主任医師をしていた頃、戦争犯罪が行われている、ないしは当然、戦争犯罪が行われるだろうと疑うべきだったと承知していたにもかかわらず、指揮下にあった医師たちが左記に詳述する女性三五人に対して十分な医療や医薬品を与えず、不満足で非衛生的な環境に住まわせ、女性達を虐待するのを黙認した。この女性達は日本軍占領当局によって、スマラン市内のスマラン東、ヘダンガン、ハルマヘラの三カ所の婦人収容所、またアンバラワ第四、第五という二カ所の婦人収容所に抑留されていたものが、連行されて将校クラブ、ヒノマル、セイウンソウなどと呼ばれた慰安所に収容されていたものである。

被告6

(a) 一九四四年二月、三月、四月頃でスマラン在住の日本軍将校ならびに同等の軍属向けの将校クラブと呼ばれる慰安所の医師をしていた頃、被告はこの慰安所に強制収容され、売春を強制されていた女性や少女に対して十分な医療や医薬品を与えず、不満足で非衛生的な環境に住まわせ、女性達を虐待した。

(b) (a) に記述された時と場所において、被告は既婚女性(匿名)に婚外性交を強制したことを含めて(a)に記述された女性や少女達

年同月のある日、スマラン市内カナリラインにある建物において三五人程の女性たちを慰安所として設備された四カ所の建物に輸送するこゝを命じた。この女性達は日本軍占領当局によって、スマラン市内のスマラン東、ヘダンガン、ハルマヘラの三カ所の婦人収容所、またアンバラワ第四、第五という二カ所の婦人収容所に抑留されていたものたちである。また被告は、兵站将校代理の職務にあつて、前記の女性達の内、自由意志で売春を行う女性に皆無か、いたとしてもごく少数であり、売春をさせるために実力行使が行われるであろうことを承知しながら、あるいは、当然、その疑いを持つべき立場にありながら、女性達に売春婦として働くことを命じた。

(b) 一九四四年二月二十九日、ないしは同年同月のある日の午後、兵站将校代理の職務にあつた被告は、スマラン市内の慰安所として設備された将校クラブと呼ばれる建物において、(a)に記述された女性ら五人に対して、もしそのクラブを訪れる不特定多数の日本兵との自発的な性交を拒否し続けるならば彼女達は殺されるか、あるいは彼女達の親族が報復を受けるであろうと脅迫して売春を強制した。

(c) 一九四四年二月二十九日頃か、同年同月のある日の夕刻、被告は(b)に記述された慰安所において、既婚女性(匿名)に婚外性交を強制し強姦した。

を強姦した。

被告7

一九四四年二月二三日、二四日、二五日、二六日頃、あるいは同年同月の数日間、被告はスマランとアンバラワにおいて強制売春の目的で少女や女性を連行した。被告はまた連行された女性達の内だれも売春を自発的にやらないだろうし、たとえたととしても、ごく少数であろう、そのため売春させるためには実力行使が必要であらうことと承知しながら、自分の指揮下において、敵国日本のために働いていた日本人と非日本人あるいは外国人の部下に前記の少女や女性たちを強制売春の目的で連行するために、スマラン市内のスマラン東、ヘダンガン、ハルマヘラ婦人収容所、アマバラワの第四、第六婦人収容所で少女や婦人を選ばせ、選んだ女性達にスマラン市内カナリライン通りの既述の場所まで日本軍政府のために事務をとることになったと偽りの口実をつけて連行させた。

被告8

一九四四年二月、三月、四月頃、スマラン・クラブと呼ばれる慰安所として設備された建物の中で既婚女性(匿名)を一〇回に渡って、あるいは少なくとも数回に渡って、婚外性交を強制して強姦した。

被告9

(a) 一九四四年二月、三月、四月頃、スマラン市ヘニールライン通りにあるスブレンディツ

(d) 一九四四年二月、三月ならびに四月頃、被告は兵站将校の職務にあつて、戦争犯罪が行われている、ないしは当然、戦争犯罪が行われるだろうと疑うべきだったと承知していたにもかかわらず、指揮下の民間人や軍人が前記(a)に記述されたスマラン市内の将校クラブ、スマラン・クラブ、ヒノマル、スタバソウなどの慰安所数カ所に女性を収容し、売春を強制し、強姦することを許可した。

被告4

一九四四年二月、三月、四月頃、あるいは被告がスマランの幹部候補生隊の副官だったときに、戦争犯罪が行われている、ないしは当然、戦争犯罪が行われるだろうと疑うべきだったと承知していたにもかかわらず、自分の指揮下にあつた民間人や軍人が日本軍占領当局によって、スマラン市内のスマラン東、ヘダンガン、ハルマヘラの三カ所の婦人収容所、またアンバラワ第四、第五という二カ所の婦人収容所に抑留されていた女性たち総勢三五人に対して売春を強し、強姦するのを黙認した。

被告5

(a) 一九四四年二月、三月、四月頃か、スマラン市内ヘニールライン通りにあるスブレンディツ・ホテルの後身で当時スマラン・クラブと呼ばれた慰安所の医師をしていた頃、被告は前記慰安所に集められ、収容され、売春を強制されていた女性たちに対して十分な医療や医薬

品・ホテル内の当時スマラン・クラブと呼ばれた慰安所の支配人をしていた頃、被告は日本軍占領当局の強制収容所から連行された少女や女性の七人ほどに対し売春を強制し、女性達が日本兵との婚外性交を拒むと殴るなどの暴力を行使した。

被告10

(b) (a) に既述された時と場所において、被告は既婚女性(匿名)に対して婚外性交を強制し、強姦した。

被告11

一九四四年二月、三月、四月頃、当時セイウンソウと呼ばれたテイアンジ・バル・スマランにある売春宿の支配人をしていたとき、被告は日本軍占領当局の強制収容所から連行された少女や女性の七人ほどに対し脅迫によって、中でも、この慰安所を訪れる日本人客との婚外性交を拒否すれば、兵士用慰安所に送ると脅迫して売春を強制した。

被告12

(a) 一九四四年二月、三月、四月頃、スマラン市内のホテル・デ・パヴィロンの後方に位置したベラカン・ケボンにある中国人系ホテルが前身である。ヒノマルと呼ばれた慰安所の支配人をしていたとき、被告は約一人の少女と女性に対して慰安所を訪れる日本人顧客との婚外性交を拒否すれば、強制収容所に残されている親類が報復され、ひどい目にあうぞと脅迫して売春を強制した。

(b)(a)に記述された時と場所において、被告は既婚女性(匿名)に対して婚外性交を強制し、強姦した。

被告12

一九四四年二月、三月、四月頃スマラン市内の当時将校クラブと呼ばれる慰安所の支配人であったとき、被告は日本軍占領当局の強制収容所から連行された八人ほどの少女と女性に対して売春を強制した。被告は女性が慰安所を訪れる日本人との婚外性交を拒否すれば、もっと悪い状況下にある兵士用慰安所に移すと脅かし、強姦、強制連行、強制売春またその他の一般的虐待で女性達全て、あるいは多くの女性達に深刻な肉体的、精神的苦痛を与えた。

既述の事実は、法令広報一九四六年第四五号、戦争犯罪の処罰規定の第四条以下で処罰可能である。

被告たちは一九四八年一月二六日月曜日の午前八時半にウオーターブルーレイン・オースト一番地にある蘭領東インド高等裁判所で進行中のパタビヤ臨軍法会議に出頭するよう召喚されていた。

公式法務官による求刑は声高く読み上げられ、臨時軍法会議に手渡された。臨時軍法会議は被告を次の罪状で有罪とするよう求められた。

すべての責任を否定した。

一方、オランダ人女性を収容所から移転させる計画については知っていたことを認めた。少佐(匿名)と大佐(匿名)の命令により、これらの計画を実行に移して第16軍司令部近くの新設の慰安所四軒に女性を収容するために必要な免許を申請した。

さらに、被告は、みずから率先してバンドンへ出張し、その売春宿で働いているヨーロッパ人女性がどんな待遇を受けているかなどの実地検分を行ったことを認めた。

大佐(匿名)が一九四三年一月末ないしは二月初めに日本に帰国したあと、被告3は兵站業務に専らなり、兵士の娯楽と福祉に関するすべてを引継いだ。

被告3は南方軍司令部の許可が、女性が収容所を自由意志で去り、慰安所に自発的に働くという条件を満たしたときのみ、有効であるということを十分承知していた。

この自発性という条件には、同意書の署名に立ち会った将校がこれらの女性が本当に同意書の中身を知らされていたのか、彼女らの自発性が疑問の余地もないものであるかを確認すべき義務を持つことが含まれている。

兵站担当者や第16軍司令部によって規定された条件を熟知していたものとしてだけでなく、現場にいた関係者の中で最も地位の高い将校として、被告3はこの点を点検すべきであったが、

被告2は、戦争犯罪「婦女強姦」で、五年の禁固刑を求刑。

被告3は、戦争犯罪「強制売春のための婦女子誘拐」、「売春強要」、「婦女強姦」で死刑を求刑。

被告4は、戦争犯罪「強制売春のための婦女子誘拐」、「売春強要」で二〇年の禁固刑を求刑。

被告5は、戦争犯罪「浮屠虐待」で二〇年の禁固刑を求刑。

被告6は、戦争犯罪「浮屠虐待」、「婦女強姦」で二〇年の禁固刑を求刑。

被告7は、戦争犯罪「強制売春のための婦女子誘拐」で二年の禁固刑を求刑。

被告9は、戦争犯罪「売春強要」、「婦女強姦」で死刑を求刑。

被告10は、戦争犯罪「売春強要」で五年の禁固刑を求刑。

被告11は、戦争犯罪「売春強要」、「婦女強姦」で二〇年の禁固刑を求刑。

被告12は、戦争犯罪「売春強要」で、五年の禁固刑を求刑。

被告8に対しての全ての告訴は取り下げられるべきである。

次のような宣誓陳述が声高に読み上げられ、被告に示された。(内容一部省略)

アンバラワ四婦人収容所関係者の陳述(省略)
スマラン・クラブ関係者の陳述(省略)

それを怠った。さらに、被告自身の言葉によれば、すべては民間人担当者の手にゆだねられ、被告は同意書の中身が女性達に正しく説明されたかどうかは知らないとして立証した。

尋問された全ての証人によって描かれた情景はまったく違った様相を呈している。すなわち、彼女達は強制されて署名をした。同意書の内容は説明されなかったし、日本語で書かれてあったため、読むこともできなかった。さらに、それについての質問は荒々しくさげられたというものである。さらに、泣いていた女性や少女を数人見たという証人も複数いた。

被告3は当然、女性の大部分はこれから何が起るかにについて知らされておらず、その結果、彼女達が自主的に売春を行ないそうにないため、実力行使が行われなければならないだろうと察知できたはずである。

被告3は、将校クラブ以外の慰安所で起こったことについては責任がないと主張しているが、本法廷は、すべての慰安所を監督することは兵站将校である被告の任務の一部であると考え、そこで起こったことはすべて被告に報告されていたと考える。

本法廷は、拒絶の深刻な事例、例えば脱走、自殺未遂、発狂を装ったり、仮病を使った事例が被告に報告されなかったというのは、考え難いことだと考える。

被告3は、将校クラブ以外の慰安所でも不本

アンバラワ六婦人収容所関係者の陳述(省略)
アンバラワ六婦人収容所から将校クラブに連行された関係者の陳述(省略)

ハルマヘラ婦人収容所関係者の陳述(省略)
ヘダンガン婦人収容所関係者の陳述(省略)

被告1と被告7に関する陳述

被告1に対しての判決は、軍法会議議長が現在、精神病棟での被告の観察を命じたことを考慮して留保されるべきである。

被告7は論告に記録されている少女を知らず、また彼女を強制して性交した覚えは無いと主張した。被告は、セイウンソウを何度か訪れ(ただし、店開きの日には訪れていない)、少女達と性交したことを認めたが、いつも少女達の承諾を得ており、彼女達がこのことに抗議も抵抗もしなかったと主張した。この被告の否認に反論するものとしては、証人(少女匿名)の陳述があるのみで、他の証人がいない。それゆえ証人が慰安所開店初日に彼女の処女性を犯した人間を間違えている可能性もあるため、被告2は無罪とされるべきである。

被告3についての陳述(抄訳)

被告は収容所での女性の選考と彼女らをカナリライン通りの建物へ連行したことについての

意の志願者が売春を強制され、強姦されていたと察知し得る立場にあった。

被告4から被告12に関する陳述(省略)

判決文

犯された戦争犯罪は、それ自体すでに悪質なものである。しかもそれが収容所のきわめて劣悪な状況のもとで長い間生活してきた少女や女性たちに対して行われたのであるから、考え得る最も悪質なものである。

日本軍占領当局はこの少女や女性達の自由を奪うことによって、彼女達を完全な隷属状態に陥れて、このようにして、彼女達の世話と保護を引き受けていた。

にもかかわらず、この当局の代理人たちは組織的に、この無力、依存、従属の状態を利用して、きわめて苦痛の大きな身体検査を受けさせた後、欺瞞、暴力、脅迫を用いて少女や女性たちを収容所から連行した。

これらの行動は女性一般に対する礼儀の驚くべき欠如とこの政府が敵国市民に対してなんらの責任感を抱いていないということの証明となるであろう。

証人たちによって語られた、最初の数日間の慰安所での情景はやや誇張されていたかもしれないが、この女性や少女達が強いられられた状況は忌まわしいものであり、逃れようのなかったも

のであったことは忘れられるべきではない。
この行為は多数の女性に耐えがたいほど重い精神的な負担を与え、ショック状態になったり、発狂した事例もいくつかあった。

初めの抵抗の後、この残忍で非人間的な行為の犠牲者たちである女性達が無駄だと思つて抵抗をやめたからといって、彼女達が自発的に売春を行ったとか、被告たちが責任を逃れ得るとかの結論を正当化するものではない。なぜなら、訪れた日本人の要求への従従は一回一回が最初に加えられた実力行使の効果として起つたものであり、そこでは基本的な行動の自由はまったく論外だったからである。

したがって、これらの慰安所設置と経営の計画を、いささかの哀れみの気持ちもなく、実行し、冷酷に事務的に運営したこれら被告人は重大戦争犯罪人と分類されるべきであり、厳しく罰せられるべきである。

これらの慰安所設置の共同実行者として、選ばれた女性や少女達に対していかに恐るべき罪を犯しているかについて一瞬たりとも考慮しなかった被告3は下劣な心情の持ち主である。

被告3は、最初に訪問した収容所数カ所で抵抗にあつた後、次の訪問先である収容所数カ所では目的を秘密にして女性の選考を行ったが、これは完全な自由における意志決定の法則を満たしていない。また被告3は文書内容を明らかにせず、いわゆる同意書の署名を監督した。

被告3は、同僚である高橋少佐がもとと実行を委任されており、自分は後ほど高橋少佐の招きにより、カナリラン通りの建物に顔を見せたにすぎないと主張しているが、軍法会議はこの陳述の信憑性を疑うものである。それとは別に、被告3は監督の任を引き受けたときに、第16軍司令部で規定されたように志願者のみという条件を確実に守らせるべきであった。

さらに被告3は、日本の陸軍の高級将校としてばかりでなく、教養ある一人の人間として、以下のことを理解すべき義務があつた。すなわち、少女や女性たちにとって、敵の慰安所に行つて働くなどというのは、常識を越えた重い決断にちがひなく、そして、特殊なタイプの女性のみが、非常に特殊な条件下においてのみ、慰安所に来る覚悟をするものだということである。

被告3は、このような考慮をする代わりに、一人の役人が、女性達は協力したように見えても、翌日には気が変わります」との言葉があつたにもかかわらず、軍属の、彼女達は全て志願者です」との言葉をそのまま鵜呑みにした。

志願者でないという徴候が多少あつたにもかかわらず、被告が見せた消極的な態度から、この軍法会議は被告3がこれらの計画を熟知しており、どのように実行されていたかも知知していたと結論した。また被告の行為がきわめて悪質なものであり、もつとも厳しい処罰を受けるべきだと結論した。

その他の被告に対する判決文(省略)

裁定

蘭領印度法令広報一九四六年四四号、四五号、四七号および七四号の総督令戦争犯罪刑法第一条第六・七・三五項により、次のように裁定をくだす。

被告2と被告8(この二人については告発されている事実を法的に立証する証拠がないので無罪とされるべきである)を除いた被告の大部分は戦争犯罪について有罪であり、左記の刑を申し渡す。

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 被告3「強制売春のための婦女子誘拐」「売春強要」「婦女強姦」 | 死刑 |
| 被告4「強制売春のための婦女子誘拐」「売春強要」 | 禁固一〇年 |
| 被告5「俘虜虐待」 | 禁固七年 |
| 被告6「俘虜虐待」「婦女強姦」 | 禁固一六年 |
| 被告7「強制売春のための婦女子誘拐」 | 禁固二年 |
| 被告9「売春強要」 | 禁固二〇年 |
| 被告10「売春強要」 | 禁固一〇年 |
| 被告11「売春強要」 | 禁固一五年 |
| 被告12「売春強要」 | 禁固七年 |
| 被告2と被告8(以下略) | 無罪 |

各国「慰安婦」の戦後と現在

— 傷跡を引きずりながら生きた彼女らの戦後 —

安原 桂子

(「従軍慰安婦問題」編者)

はじめに

国連人権委員会の特別報告官リンダ・チャベス氏はその任務遂行にあたり、研究予定の概要を発表したが、その中で日本軍の慰安所政策の犠牲者となった女性たちのその後と後遺症に深い関心を示している。これまで、とくに強制連行された当時の暴力行為にのみ、関心が向けられがちであったこの問題に新しい視点を提供したと言える。そこで量的にも、質的にも不十分ではあるが、入手できるかぎりの資料から、韓国、北朝鮮、台湾、フィリピンの犠牲者が、どのように傷跡を引きずって戦後を生きて来たのかを考察してみる。

資料としては、韓国関係では「証言—強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち」(韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編、従軍慰安婦問題類

ウリソソネットワーク訳、明石書店)、「Comfort Women: Unfinished Ordeal」(国際法律家協会報告書)ならびに「従軍慰安婦」等国際公聴会の記録「世界に問われる日本の戦後処理」(「国際公聴会実行委員会」とアジア太平洋戦争

韓国人犠牲者補償請求事件訴状を、北朝鮮については、「日本帝国主義による「従軍慰安婦」犯罪事件の真相調査中間報告」(朝鮮民主主義人民共和国、日本帝国主義の朝鮮占領被害調査委員会編)を、台湾については、「台湾地区慰安婦訪問調査個別分析書」(台北市婦女救援社会福祉事業基金会編)を、フィリピンについては、既出の「世界に問われる日本の戦後処理」(国際公聴会実行委員会編)、「War Crimes on Asian Women: Military Sexual Slavery by Japan During World War II」(compiled by The Task Force of Philippine Victims of Military

Sexual Slavery by Japan)と既出の「Comfort Women: The Unfinished Ordeal」をそれぞれ参考にし、第二回強制「従軍慰安婦」問題アジア連帯会議の報告書にも目を通した。

様々な疾病に悩まされ続けた元慰安婦

戦争が終って、やっとの思いで故国に帰って来た元慰安婦たちはどのような問題を抱えて、人生の再出発の門出に立っていたであろうか。まずは、身体的な健康面から見てみると国籍のいかんを問わず、元慰安婦の抱えている問題はほぼ同じである。特に性病、子宮関連の疾患、鬱病、トラウマ(精神的外傷)などは国籍を問わずにあらわれてくる。一般的に、慰安婦の健康状態は普通の女性より悪く、慰安婦生活から解放された後も様々な疾病に悩まされてきた。これを如実にあらわすのが北朝鮮からの報告書

にある「全員、同じ年齢の女性より健康状態は劣悪である。早くから労働能力を喪失し、五五歳の定年以前に退職した女性は三四人中二七人いた」である。

上記資料にあらわれる既往の病歴に関する証言を取り上げてみると……

(韓国) 子宮病、膀胱炎、股間炎のため、雨が降ると身体が痛くて動かず、子宮摘出、不妊、胆石、不眠症、神経性心臓病、鬱病、頭痛、トラウマ、胃腸病、梅毒、梅毒性精神病(親子二代に渡る)、高血圧、脂肪肝、十二指腸潰瘍、関節炎、右わき腹に水の溜まる瘤、マラリアの再発、貧血、膝の痛み、視力低下など、全員がなんらかの病氣を持っていた。

(北朝鮮) 三四人中、一三人が三〇〜四〇台に子宮摘出手術を受ける。一八人がひどい帯下症状、二二人が心臓神経症、三人が言語障害および聴覚障害、二六人がなんらかの傷跡を持つ。その他、胸焼け、心臓発作症、高血圧症、神経痛などで病氣のない女性は一人もいなかった。全員、同じ年齢の女性より健康状態が劣悪である。早くから労働能力を喪失し、五五歳の定年以前に退職した女性は三四人中二七人いた。

(台湾) 不妊、子宮疾患、胃腸病、腰痛、肩凝り、頭痛、神経痛、虚弱体質、二〇〜三〇年間、病氣から離れられず、金は全て医療費に消えたという人が二人。マラリアが再発し苦痛に耐えら

れない人が一人。加齢にともない、心臓病、高血圧、糖尿病、中風、通風、気管支喘息、肺気腫、肺病などが増えている。

(フィリピン) 子宮病、腰から下の痛み、背中の痛み(拷問の後遺症)、不妊、子宮摘出、淋病、流産体質、神経心臓病、身体が痛む、腕の骨折、鬱病、人嫌い、トラウマ、言語障害などなどである。

(マレーシア) 一生を通じて健康が優れず、何人もの医師にかかり、医療費がかさんだ。子宮摘出手術をした。

再出発をつまずかせた性病

いろいろな身体的な故障の中でも日本兵から罹患した性病は、女性の再出発をつまずかせ、あとあとまで女性たちの苦悩を大きくし続けた。例えば、韓国では次の証言がある。ある女性は帰国後すぐ結婚したが、性病治療が完全でなかったため夫に梅毒を感染させてしまい、私に梅毒を感染させられた夫は私を追い出しました。三〇歳過ぎた頃、私はノイローゼになって精神が混乱する病状が始まりました。そして、さらに息子が四〇歳を過ぎてから、生まれた時に母親からもらった梅毒で精神異常になったというのである。

性病の治療も簡単ではなかった。次の証言がある。米軍からもらったペニシリンを打って治療しました。その後も一〇年ほど欠かさず薬を

飲み続けて性病を完全になおしたのです。この証言者は血のつながりをやかましく言う韓国の人には珍しく、だれの子供とも知れぬ戦災孤児を引き取って、女手一つで育てていた。苦勞しながらの子育てに同情してくれた男性もいて、ずいぶん親しくなったけれど、性病が治っておらず、出血が続いていたので結婚しなかったと証言している。

その点、一人を除いて性病罹患が皆無であった台湾の元慰安婦はラッキーな再出発ができたと言える。しかし、不妊の女性が韓国とほぼ同じ割合でいたという事実は性病にからなくとも、無理な性行動で女性は母性機能を失ってしまふことを実証している。

「恥ずべき存在」

ともあれ、性病が次に述べる「自分達は恥ずべき存在だ」との意識をいつそう強めたことは確かであろう。

肉体的な後遺症と同様に慰安婦たちが受けた精神的、心理的な後遺症のなかにも国境と文化を越えた共通な部分がある。その中でも、もっとも共通なのが、慰安婦の経験が忌まわしいもので、自分にとって恥ずべき経験だという意識である。自分は被害者であると自覚していても、汚れた女になったことを恥じ、自分を卑しいもののように思いこんでしまう。これは現在でも同じような被害にあった女性が経験する心理状

況であるから、性暴力の被害者たちの、時代を越えた反応でもある。韓国、北朝鮮の女性達は良心があれば結婚などできないと言うほど自分を汚れ果てたと感じていた。さらに次のような証言がある。自分の経験を深く恥じて、家族に連絡をとろうとはしませんでした。「慰安婦だったことを誰かにしらはしなかつたか、あつちこつち転々とした」。

台湾でも次のような証言がある。「とても他人には言えない。他人に見下げられ、人格を喪失してしまふから」、「自分の夫、子供、孫には絶対知られたくない。死ぬまで隠されるから」、「むしろ自殺した方がよい」、「子供に迷惑をかけたくないから」、「子供の前で頭が上がりなくなるから」。その結果、一人として公開したがないため、訴訟も起さず、国連NGOに対する証言もない。また自分を低く見て、自分の身が汚れていると過去にこだわりの、自分の子供さえそばに近よらせない。中には、ずっと、当時「純潔を守らなかつたのは自分の罪だ」と自分を責め続け、毎日のように仏像に向かって折り、懺悔している女性もいる。自分を恥じたために家族と一緒に住むことができず、よその土地に行つて一人住まいをした」という証言は韓国人元慰安婦からも、中国人元慰安婦からも、フィリ

ピン人元慰安婦からも出ている。戦争の被害の一部だと周囲が被害者の女性に對して同情的なフィリピンですら、次のような

証言がある。「知的には自分の責任ではないと知っているが、いまだにあの事件を恥だと思っています。子供時代をあんな風に失ったことに苦痛を覚え、痛恨の念に耐えませんが」、「戦争中のこの出来事を思い出すたびに、いつも涙があふれ、自分が汚れたと感じ、恥ずかしくなります」。またマレーシアの女性も「夫には慰安婦の経験について言えなかつた。五〇年前の出来事のために今も精神的に苦しんでいる」と述べている。

「セックスに嫌悪感」

十代の性的に未経験な少女がいきなり軍隊慰安婦にさせられ、筆舌に尽くし難い虐待を経験して、男性と性に対しての何の偏見も持たないなどということは考えられない。男性に対して極端な嫌悪感と不信感を持つのが自然というものである。

例えば、韓国では次のような証言がある。「飲み屋の厨房を手伝いました。けれども男と女がいちやついているのを見るのがいやでやめました」、「男とセックスに嫌悪感を持ったので結婚しようとは思いませんでした。またフィリピンでも「日本兵から受けた傷があまりにも大きかったため、結婚しても、夫と呼ぶ男が私を同じように傷つけるのではないかと恐れて結婚しませんでした」、「婚約者に真実を話したら、去つて行きました。二度と男に肌を触れさせない」と

決心して、一生独身で過ごしました。また、全てを打ち明けて結婚した夫ですが、結婚後も夫との性行為がとても辛く、いやがりました。などがある。オランダやマレーシアの元慰安婦からも結婚後の性生活に対する忌避が証言されている。

しかしながら、第二次世界大戦直後は、女性の自立とか女性の社会進出などはかけ声にすぎなかつた時代である。混乱の戦後社会で、教育もなく、手に特別の技術もなく、慰安婦という過去のために家族の援助も期待し得なかつた女性達が人並の生活をしたと願つたら、やはり結婚することしかなかつたであろう。前述したように肉体的、精神的な要因から、彼女達が結婚を考慮することには困難があつたが、大多数の女性が結婚をしており、結婚をめぐる状況は国によってかなり異なる。

韓国人元慰安婦二七人中一〇人(七人が後妻は結婚した。そのうち八人は結婚に失敗している。韓国では子供の生めない女性人間扱いされない。子供が出来なかつたので離婚というものは当たり前で、後妻に入つて前妻の子供を五人一生懸命育てたにもかかわらず、夫が死んだら遺産を分与してもらえなかつた例がある。あるいは、自分の子供ができなくて、相手の三人の子供を育てたにもかかわらず、誰かが「彼女を中国で見た事がある。あれは元「慰安婦」に違いない」などという陰口を告げにきたことがさ

つけて、家をでなければならなくなった例もある。また九人が同様あるいは妾となつてゐるが、彼女達も幸福には縁遠い。これとて、彼女達がどうせ子供が生まれない身体なのだから、人並の生活など望みようもないと卑下した結果の選択である。残りの七人は生涯独身を通す。また子供を生んだ女性は一七人中、七人だけである。既婚者のほとんどは現在なお自分が慰安婦だったことを夫や家族に隠している。

北朝鮮の公開証言者三十三人の大多数は自分の経験を経て、初めからあきらめて結婚しない。たとえ結婚しても子供のいる既婚男性の後妻になった例が多く、初婚の男性と結婚したのは六人に過ぎない。独身者や不妊の事例についてのデータはない。

台湾では、名乗り出た元慰安婦五六人中、結婚したもの三二人、そのうち離婚と二回以上の結婚を経験したものは二人いた。同様したもの一人。独身を通したものは五人である。子供ができたものは五六人中一五人にすぎない。既婚者中一四人が夫や子供には自分が元慰安婦だったことを秘密にしている。実際、元慰安婦だった過去が夫に知られ、離婚したケースが一件ある。しかし、大部分が結婚生活のなかに、安定した生活を見出したようである。

フィリピンでは、二六人の元慰安婦はほぼ全員が結婚しており、子供や孫がいる。独身を通したと証言したのは二人だけである。結婚して

も、性暴力の恐怖の記憶から、夫との性生活が耐えられなかったと証言している女性や、あるいは子供ができなかったために離婚した女性も二人いる。子供ができなかった女性は一五人である。

極端に高い不妊率

強制「従軍慰安婦」アジア連帯会議に寄せられたマレーシア元慰安婦の証言によれば、結婚したものの夫と性の関係を持つことをいやがり、子供もできなかったため養子をもらつて育てたものの、結局夫は他の女性に走つたとある。

各国の元慰安婦の不妊と独身の割合を数字で表すと次のようになる。

不妊率：韓国（74%）、台湾（73%）、フィリピン（19%）
独身率：韓国（30%）、台湾（9%）、フィリピン（7%）

不妊率を見ると、日本の植民地として蹂躪された韓国と台湾の悲劇をいま見る思いがする。長期にわたつて慰安婦として連行された韓国の台湾の女性たちの傷の深さが示されている。そして「子供が生まなかったことが一生の恨」という言葉が韓国元慰安婦から多く出てくることも理解できる。資料によれば、韓国人慰安婦は最長で四ヶ月、最長で九年間の慰安婦生活を強制されており、韓国人元慰安婦のうち一九人が三年以上の慰安婦生活を強いられた。台湾人

慰安婦の最長は二ヶ月で最長は六年以上となつていて、慰安婦総数の二分の一が二、三年の慰安婦生活を強いられている。一方、フィリピンでは、戦地で日本軍が村などを襲撃して大虐殺を行った際に、女性を略奪して慰安婦としたこと、ゲリラや米軍の反撃の際に女性たちが救いだされたというのが典型的な形態である。その結果、概して慰安婦として監禁された期間は短い。最長が三日間、最長が二年間であり、慰安婦生活が数週間から数ヶ月というのが一番多く、一人となつてゐる。確かに、慰安婦生活が短いほど不妊率は低い傾向があるが、個別に調べてみると、三日間や二、三週間の監禁をともなう性暴力が原因で不妊になったとの証言もあるから、個人レベルでは一概には言えない。結婚や後妻になることと同様法的あるいは社会的には評価のうえでは違ひはあるけれども、男性と生活を一緒にするという点では同じである。それが経済的な理由であれ、何であれ、男性との共同生活を受け入れたわけである。ところが、初めから結婚をあきらめた元慰安婦達がいる。女性の経済的な自立がほとんど不可能な時代に独身を通した元慰安婦達は、なぜそうしたのであろうか。彼女達が独身を選んだ理由や独身者数の多少が各国の文化状況にある程度語られているように思われる。

儒教文化、羞恥心、独身

まず、韓国、北朝鮮では「良心があつたら結婚なんかできない」、「深く恥じて、他の人々から離れたところでひっそりと暮らしました」などの証言にみられるように、自分の過去を恥じたために結婚しないという理由が多いのが特徴である。また韓国での独身者数は二七人中八人と他の国に比べるとその割合は大きい。北朝鮮では「大きな羞恥心のために自己の過去を隠し、あきらめて結婚しない。あるいは名前を変えて異国に住み着く。ほとんどが人間忌避症、自信欠如、憂鬱症の症状を示した」と記述してあるだけで、独身者の数が明記されていないので断言はできない。しかし、同じ儒教文化を背景にもち、女性の純潔をやかましく詮索する風潮は同じだろうから、多分、独身者の数も多かったのではないかと推測される。

台湾で独身を通した女性は「外国から帰つたので、言わなくとも慰安婦だとわかつてゐるので、結婚できない」と思ったので結婚しなかつたと報告されている。自分を恥じたから結婚できないと考へたというわけではなさそうである。同じ儒教文化といつても、女性を内側から束縛する力は韓国の場合ほど強くないかもしれない。人数も五六人中五人でその割合は小さい。

フィリピンでは、独身を通したのは、二六人中わずか二人だけである。それも決して自分を恥じたためではなく、男性恐怖症ないしは男性不信が原因であると明言している。また本人が

忌まわしい過去にこだわつて結婚をためらつてゐると、母親や姉妹など女性の家族が結婚するように説得するという状況があり、女性の再起に周囲が協力的である。既婚者のうち数人は結婚前に慰安婦として監禁された事実を夫に打ち明け、受け入れられている。

癒しがたい屈辱感と根深い劣等感

さて、このようにして独身を選択した元慰安婦、あるいは結婚したもの、子供が出来なくて離婚され、一人で生きざるを得なくなった元慰安婦たちの心理状況はどのようなものであつたのだろうか。癒しがたい屈辱感と根深い劣等感を心の奥底に秘め、周囲の目を恐れ、普通の主婦になることなどとても届かぬ高根の花とあきらめ、掃除婦や洗濯女、飯炊き、食堂などでの稼ぎを細々と生活の糧とし、心の支えになる子供もいないという最低生活が何年か続いたら、たいていの女性は生きる氣力を失ひ、自暴自棄になるだろう。

韓国の元慰安婦のひとり、一人息子を事故でなくした時の気持ちを次のように語っている。「親に縁の薄かつた女は、夫の縁も、子供の縁も薄いのかと思ひ、すっかり生きる氣力をなく

してしまいました。あるいは、細々と生きる事を拒否して「もうすでにあきらめてしまつた身体なので、金だけを稼ごうと思ひました。それでやみドル商売、アメリカ製品の商売、阿片の売買、密輸、旅館業などをして一時はかなり儲けましたが、他人に踏み倒されてすつからかになつてしまいました」とあがいた女性もいる。自殺を試みたという証言をする韓国人慰安婦は少なくないし、喫煙で精神的な苦痛を紛らわせている人たちは北朝鮮、韓国の女性に多い。また台湾でも、数はそう多くないが、家庭生活に適応できないために、時として家を離れて流浪するが、社会にも適応できずひたすら自殺を考へる女性がいたと報告されている。

抵抗のエネルギーもなく、宗教にすがる者も

自暴自棄も自殺未遂もいつまでも続かない。自殺を試みるエネルギーすら無くなつて全面的に運命と諦め、抵抗をやめてしまふ時が来る。韓国からは次のような証言がある。「もう恨むことはありません。自分の運命だつたと思つてゐます。私たちはもう先のない身だし、なるようにしかありません。補償がでようとでまいと関係ありません」、「私が当時結婚してゐたとしても、慰安婦になつてゐたかもしれないし、そんな時代に生まれたのが私の運命です。台湾からも似たような証言がある。「自分は死ぬのも待つてゐるだけだ。どうでも良い」、「事実は変えら

れない。もう過去のことだから」とか「これは運命だから、諦めるがよい」などが複数ある。

この苦しみからぬけ出すために、宗教に救いを求めた人も少数ながらいる。韓国では、「教会に通い初めて一〇年になります。すべて先祖たちの罪のせいだと思えます」との証言がある。台湾では上述のように、仏像にむかって祈りつづけた女性がある。

戦後五〇年も経った今日、六〇年代後半から七〇代にある元慰安婦が現在どんな生活をしているだろうか。韓国では、七人が自分の生んだ子供と、養子、あるいは孫などと暮らしている。残りの二〇人はみな一人暮らしで、経済的にも健康面でも非常に困難な生活をしていると報告されている。一九九三年の五月、韓国政府は法律を作り、元慰安婦たちの生計費を支援することとし、五〇〇万ウォン（七十一万円相当）の一時金と月一五万ウォン（二万円相当）の生計費、そのほかに米と燃料、無料医療サービス、賃貸住宅優先権などを決めた。この画期的な処置により、韓国の元慰安婦たちの老後の生活に希望の光が見えてきた。女性運動の成果である。

北朝鮮の報告によれば、結婚しても子供が生まれないことが多いから、前妻の子供や養子に養われて暮らしていると記述されている。独身者については資料がないし、社会の仕組みもよくわからないので施設に収容されているのか、あるいは一人住まいなのかは不明である。

マレーシアでもインドネシアでも、元慰安婦は生存している。しかし、女性達が思い出したくない過去の経験を語らなければならない事から受ける精神的苦痛に加え、性をタブー扱いするイスラム文化の影響もあって名乗り出る事がまれである。

癒しがたい心の傷を抱えて

さて、孤独に生きているにせよ、家族と同居しているにせよ、元慰安婦たちは癒し難い心の傷を抱えている。若い時には忘れられていた傷の痛みが、年をとるとともに戻ってきて、トラウマや鬱病としてあらわれて、彼女達の日常生活すらも不可能にする。このことについての証言はまた、国境を越えて驚くほど似ている。北朝鮮の報告書にある「肉体的な苦痛はまだしも自己の尊厳と自尊心を無様に踏みにじられた屈辱感と悲恥、それに青春を永遠に奪われたという精神的苦痛は死んでも忘れられない」はすべての元慰安婦の気持ちを代表しているかもしれない。

各国に共通してあらわれる証言を以下に列挙してみる。

「このごろは、テレビを見ても戦闘シーンは見えないようにしています」（韓国）
「映画やテレビの暴力場面を見ると昔の恐怖がよみがえります」（フィリピン）

そして「孤独な老人」に

台湾では、「多くの人が孤独な老人」と記述されているが、個別にみると、物理的に一人住まいの女性は五六人中六人だけである。その内訳は、養ってくれる子供がいらないと言うのが二人、子供と合わなくて家を出たのが一人。子供に近寄らない、一人がいいと思う人が二人。まったくの孤独で二〇年間、養老院暮らしの人が一人である。上記の中にも自分から選んで一人になった女性が数人いることに注意していただきたい。

孤独な老人という表現には精神的な孤独をも含んでいるようで、外見は平均的な家庭環境の中にいるように見えても心理的な傷は癒えていない様子が窺える。子や孫の家に同居していても、心を聞く相手もなく、孤独と不安にさいなまれる人や、友人から連絡がないため孤独に感じている人などである。その他の女性の大部分は子供に頼っていると報告されている。不妊率七三％でなぜ子供がいると不思議に思われるかもしれないが、ここが文化の違いで、台湾の元慰安婦のうち二三人が養子養女をもらって育てている。

この養子養女の習慣によって、子供の生めない元慰安婦たちが救われている面が大きい。子供が生まれなことが離婚に直結しないと同時に女性の子供を愛し、育て、夢を託したいとい

「しばしば鬱状態になります。自分の過去に触れられたくないの、隣人や親類と親しい関係を結ぶことができません」（フィリピン）
「鬱病になり、冬でも部屋の戸を開けていないと眠れない」（韓国）

「昔のことを考えると心臓がどきどきして身体中がだるくなる」（韓国）
「あれから数十年経っているものの、私は今でもあのときの身震いする重荷を働いた連中の顔と名前を忘れることができない」（北朝鮮）

「ゲリラによって救い出された後、一年くらい口がきけず、犬のようにだれをながして、這いまわっていました。今も、そのことを夢にみる。そして鬱状態におちいって数日間ばんやりする」（フィリピン）

「時々、当時のことがなんにも思い出せなくなったり、また、急に生々しく全てがよみがえってくる場合があります」（フィリピン）
「今も、慰安所」でのかつての事を思うと悲しみと怒りがこみあげ、寝ても覚めてもどうすれば仇が討てるかということばかり考えています」（北朝鮮）

「ときどき、あの時の経験が戻って泣き出す。姉も同じ経験をされていて、彼女の場合はもっと深刻です。ときどき虚空を呆然とながめていて、何を話しかけられても聞こえない時がある」（フィリピン）

う母性本能が満足され、また老後の生活の安定がそれによって確保されているからである。台湾の元慰安婦たちの多くは出産を除いたすべての母親としての苦勞、喜び、悲しみを経験している。経済的には生活保護を受けている人が少なくとも五人と報告され、女性たちの多くは決して恵まれた環境にいるわけではないが、総合的に見れば台湾社会は元慰安婦たちの傷を包み込んで癒やそうとした。元慰安婦たちの心の傷は残っているが、これは今後の課題となろう。フィリピンでは二人を除いて、ほぼ全員が孫の世代を含む家族に囲まれるか、親類と同居して生活している。結婚する前に夫に慰安婦にさせられた事実を打ち明け、「君の責任ではないのだよ、生きていて良かったじゃないか」と受け入れられた女性もいれば、最近の女性運動団体の呼びかけに応じて名乗り出る時に初めて夫や子供に打ち明けた女性もいる。元慰安婦だと名乗り出たため、息子に殴られたなどという少数の例外を除けば、家族はみな女性たちを支援している模様である。さらに女性運動の指導方針が被害者たちの精神的苦痛を取り除くことに重点がおかれていることもあって、被害者だった自分達が慰安婦であったことを恥じる必要はないという認識が定着しつつある。

マレーシアでは、健康が優れず、医薬品に稼ぐお金をすべてつぎ込み、夫に逃げられた後は貧困の中で苦闘した模様が語られている。

以上見たように、元慰安婦の戦後は並大抵ではなかったし、五〇年を過ぎた現在も心の傷を抱えて孤独な生活を送っている人が多い。最後に非常に少数ではあるが経験をある程度乗り越えた人があることを報告する。

韓国では、「他人から蔑まれず、無視されず、他人の世話にならず、困っている人たちの手助けをしながら生き、死んで生きたい」という証言がある。台湾では、「自分がなりたくて慰安婦になつたのではない。盗みをしたわけでもなし、人を殺したわけでもない。金持ちはあざ笑うかもしれないが、貧乏人はわかってくれる」と三〇歳代に入ってから達観するようになったと証言した人もいた。夫が過去を受け入れてくれたことによつて、円満な結婚生活を送り、心理的にもうまく適応している人もいた。フィリピンでも「ほとんど忘れかけているが、私の話も聞いて欲しいと思つて名乗り出た」などの証言がある。経験を乗り越えて、恥じるべきなのは自分ではないと自覚して初めて、女性達があらためて正義を求める勇気を持てることを理解してほしいものだ。